特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和4年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_ Ⅰ 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム, 宛名管理システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 年金集約システム, 中間サーバー, 国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システムをいい, 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と, 市区町村に設置される国保総合PCで構成される。), 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名 名
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」と表記)第9条の1 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号及び別表第二(第27, 42, 43, 44, 45の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下,「別表第二の主務省令」という。) 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) ・別表第二の主務省令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 【オンライン資格確認の準備業務における根拠】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
総務省, 地方公共団体情報シ	[,] ステム機構
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求
請求先	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
\± //n \L	

行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和]4年1月25日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年1月25日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価	-		<選択肢> 1)基礎項目評値 2)基礎項目評値 3)基礎項目評値	西書及び重! 西書及び全!	項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目記	平価書又は全項目評価書におい	ヽて、リスク	対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供	共ネットワークシス ラ	テムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	_	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	への委託			[]]]]	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]摄	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接続しない(入手)	[]接	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	ている ている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 []	外部監査	
9. 従業者に対する教育・	李発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分に行って 3)十分に行って	いる	 る

変更簡所

変更箇	<u></u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I -5.評価実施機関における担当部署名①部署	保健福祉部国保年金課	市民福祉部国保年金課	事後	
	I -5.評価実施機関におけ る担当部署名②所属長の役 職名	国保年金課長 石神 勝徳	国保年金課長	事後	
	I - 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部国保年金課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I -8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部国保年金課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3目的を超えた紐付け事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用され るリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4委託先における不正な 使用等のリスクへの対策は十 分か	(追加)		事後	
	IV -5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6不正な提供が行われる リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I - 1特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。	①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に 応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明 書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療 養費の算定・支給を行っている。また、その受 診が不当であった場合は保険者負担分の返納	事前	
	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム, 宛名管理システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 中の間サーバー, 国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システムをいい, 国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と, 市区町村に設置される国保総合PCで構成される。)	国民健康保険システム、宛名管理システム、 収納管理システム、滞納管理システム、口座 管理システム、年金集約システム、中間サー パー、国保総合(国保集約)システム(次期国保 総合システム及び国保情報等約システムをい い、国保連合会に設置される国保総合(国保集 約)システムサーバ群と、市区町村に設置され る国保総合PCで構成される。)、医療保険者 等向け中間サーバー	事前	
	I - 3個人番号の利用法令 上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条の1 別表第一 第30項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法)と表記)第9条の1 別表第一 第30項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条の7 別表第二 (第1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 2 7, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109 項) ・番号法 附則第6条第4項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 26, 33, 43, 44, 46, 49, 56, 60 条	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第27,42,43,44,450項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務のだ情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。)第20条、第25条、第25条の2、第26条 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項)・別表第二の主務省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条 第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第34条の2、第33条、第41条の2、第44条、第44条、第56条、第55条、第55条。03	事前	
	Ⅱ-いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月31日		実施している。 ① 被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ⑦被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また。その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務	事後	
	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	条,第25条,第25条の2,第26条 [情報提供の根拠] ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の切)・別表第二の主務省令 第1条,第2条,第3	[情報照会の根拠] -番号法 第19条第8号及び別表第二(第27, 42, 43, 44, 45の項) -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第20条 第25条 第25条の2、第26条 [情報提供の根拠] -番号法 第19条第8号及び別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) -別表第二の主務省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第18条の2、第18条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条。第3条,第55条。第3条,第55条。第3条,第55条。第4条、第4条、第53条,第55条。第55条。03	事後	
	Ⅱ 一いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月25日	事後	